

学 則

学校法人 東京滋慶学園

さいたま IT・WEB 専門学校

さいたま IT・WEB 専門学校 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、情報技術(IT)、WEB デザイン、アプリケーション開発に携わる専門人材を養成する。専門技術のみならず、多様な個性に対応できる感性、創造力、コミュニケーション力、情報力を有した社会に有用な人材を育成することを教育の目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、さいたま IT・WEB 専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を埼玉県さいたま市大宮区仲町3丁目100番地2に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、5年に一度、外部の識見を有する者による評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員、学級数)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員及び学級数は、次のとおりとする。

昼夜 別	課程名	学科名	修業 年限	入 学 定 員	総定員	学級数				
						1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	計
昼間	工業 専門課程	高度専門士 情報技術科	4	40	160	1	1	1	1	4
昼間	工業 専門課程	情報技術科	2	40	80	1	1	—	—	2

2027(令和 9)年 4 月 1 日以降

昼夜 別	課程名	学科名	修業 年限	入 学 定 員	総定員	学級数				
						1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	計
昼間	工業 専門課程	高度専門士 情報技術科	4	80	320	2	2	2	2	8
昼間	工業 専門課程	情報技術科	2	80	160	2	2	—	—	4

(学年、学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

- 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、前後期の終始期を変更することがある。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏季休業 7月第4週から8月第4週まで

(4) 冬季休業 12月第4週から1月第1週まで

(5) 春季休業 2月第2週から3月第5週まで

また、夏季休業、冬季休業、春季休業の期間変更については 学年暦等にてその都度公示する。

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日の終始期を変更することがある。
- 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 4 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、単位数[授業時数])

第8条 本校の教育課程及び単位数[授業時数]は、別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第9条 本校の各授業科目の単位数は、次の各号に定める時間の授業をもって1単位と計算するものとする。

(1) 講義 15 時間

(2) 演習 15 時間

(3) 実習 30 時間

(単位の授与)

第10条 単位の授与は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。

(学習の評価)

第11条 定期試験及び臨時試験(論文・レポートを含む)、平素の学習状況、出席状況の3要素で評価する。評価は「A」「B」「C」「D」「E」「F」で行い、「D」以上で合格とする。但し、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。評価方法の詳細については別に定める。

- 2 定期試験の方法は筆記試験、実技試験、レポートのいずれかで行う。
- 3 試験の欠席者には追試験を、不合格者には再試験をそれぞれ一度ずつ行う。
- 4 それぞれの授業科目について 70%以上の出席率に満たない場合は定期試験の受験資格を喪失し E 評価とする。
- 5 GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度による評価については別に定める。

(他の大学、短期大学、専修学校等における授業科目の履修)

第12条 教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学、専修学校の専門課程における授業科目及び特別の課程の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(入学前の授業科目の履修等)

第13条 教育上有益と認めるときは、当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修を出願時に申請があれば、本校の規定に基づいて当該専門課程における授業科目の履修とみなすことがある。

(始業、終業時刻)

第14条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課 程 名	学 科 名	始業時刻	終業時刻
昼間部	工業専門課程	高度専門士情報技術科	9:10	16:20
昼間部	工業専門課程	情報技術科	9:10	16:20

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、始業と終業の時刻を変更することがある。

(教職員組織)

第15条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学 校 長 1人
 - (2) 基幹教員 6人以上
 - (3) 兼任教員 6人以上
 - (4) 事務職員 1人以上
 - (5) 学 校 医 1人
- 2 副校長を置く場合がある。
- 3 副校長は学校長を補佐し、学校長が校務につけない場合、これを代行する。

第4章 入学、休学、退学、卒業

(入学資格)

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部科学省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣が指定した修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18

歳に達した者

(入学選考)

第17条 本校入学選考の種類と内容については別に定める。

(入学時期)

第18条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続き・許可)

第19条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第31条に定める入学選考料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、原則として許可の日から当該年度の募集要項に定められた期日までに、所定の入学金を添えて手続きをとらなければならない。

(再・転入学)

第20条 次の各号に該当する者で本校の学科に再入学又は転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に再入学または転入学を許可することがある。

- (1) 本学の他の学科を卒業した者
- (2) 本学を退学した者
- (3) 大学、短期大学又は専修学校を1年以上履修した者

(転科・編入)

第21条 他学科へ転科を希望する者は所定の書類に必要事項を記入の上、学校長に願い出て、許可を受けた場合は転科を認めることがある。

- 2 他の大学・短期大学・専修学校から編入を希望する者は、所定の手続きに従い、学校長に願い出て、許可を受けた場合は編入を認めることがある。
- 3 前項の規定により、転科・編入を許可された者の既に取得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学校長が決定する。
- 4 転科及び編入は、欠員がない場合には許可されない。

(休学・復学)

第22条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、30 日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。
- 3 休学期間は1年を超えてはならない。ただし、特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。
- 4 復学の場合は、休学時の学年に復学する。
- 5 本校に在籍できる期間は、所属する学科の修業年限の2倍までとする。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第24条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める時間数、単位数以上を修得した者について行う。

- (1)高度専門士情報技術科 3400時間 124単位
- (2)情報技術科 1700時間 62単位
- 2 学校長は前項の認定を行うため、学校長及び学校長が指名した者より構成される卒業進級判定会議を開催し、審査のうえ判定する。

(卒業)

第25条 本校所定の課程を修了した者に、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第26条 前条の定めにより本校所定の課程を修了した者には、下記の称号を授与する。

学科名	称号
高度専門士情報技術科	高度専門士(工業専門課程)
情報技術科	専門士(工業専門課程)

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

- 第27条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。
- 2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

- 第28条 本校の学生以外の者を対象として、学校教育法施行規則第189条にて読み替えをしている学校教育法第105条に規定する特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成することができる。
- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 賞 罰

(褒 章)

- 第29条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒章することがある。

(懲 戒)

- 第30条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは懲戒処分を行うことがある。
- 2 懲戒は訓告、停学、及び退学、除籍とする。
 - 3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。
 - (1)性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2)学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3)正当の理由がなくて、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 入学金、授業料、その他

(学費等)

第31条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

2025(令和7)年度以前の入学生 (単位:円)

昼・夜間	学 科 名	学年	入学選考料	入学金	授業料	総合演習費
昼 間	高度専門士情報技術科	1 年	20,000	100,000	950,000	300,000
昼 間	情報技術科	1 年	20,000	100,000	950,000	300,000

2026(令和8)年度以降の入学生 (単位:円)

昼・夜間	学 科 名	学年	入学選考料	入学金	授業料	総合演習費
昼 間	高度専門士情報技術科	1 年	20,000	100,000	950,000	350,000
昼 間	情報技術科	1 年	20,000	100,000	950,000	350,000

(教材費等)

第32条 教科書・教材費、資格検定費、健康管理費、卒業諸費用、同窓会費は、預かり金又は委託徴収金とし、全額を徴収する。

(納入及び納入の特例)

第33条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が年初より1年間休学したときは、前項の規定にかかわらず、学籍管理料(100,000 円/年)を徴収する。学籍管理料は当該学生が復学する場合は、復学する年度の学費に充当する。復学しない場合は返還しない。
- 3 特別の理由のある場合には、学校長の判断により、授業料の全部又は一部を減免、分納の許可、あるいは奨学金として貸与することがある。

(滞 納)

第34条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときには退学(除籍処分)を命ずることがある。

(授業料等の返還)

第35条 既に納入された入学金及び入学選考料は返還しない。

- 2 授業料、総合演習費、諸費用等について、当該入学選考・進級判定の属する年度末(3月末)までに入学辞退又は退学の申し出が合った場合、これを返還する。以降は原則として返還しない。

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

第9章 雑 則

(施行細則)

第37条 この学則の施行に関して必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

この学則は平成22年4月1日から実施する。

附則

この学則は平成23年4月1日から実施する。

附則

この学則は平成24年4月1日から実施する。

附則

この学則は平成25年4月1日から実施する。

附則

この学則は平成26年4月1日から実施する。

附則

この学則は平成27年4月1日から実施する。

※ 但し、平成26年度以前の入学生の調理師科教育課程(別表1-1)については、従前の例による。

附則

この学則は平成28年4月1日から実施する。

附則

この学則は平成29年4月1日から実施する。

※ 但し、平成28年度以前の入学生の納付金及びパティシエ科教育課程(別表1-4)については、従前の例による。

附則

この学則は平成30年4月1日から実施する。

※ 但し、平成29年度以前の入学生の調理師科教育課程(別表1-1)、パティシエ科教育課程(別表1-4)については、従前の例による。

附則

この学則は平成31年4月1日から実施する。

※ 但し、平成30年度以前の入学生の製菓衛生師科教育課程(別表1-4)については、従前の例による。

附則

この学則は平成31年4月1日から実施する。

※ 但し、平成30年度以前の入学生の学習の評価、転入学、専門士の称号の授与、調理師科教育課程(別表1-1)については、従前の例による。

附則

この学則は令和3年4月1日から実施する。

※ 但し、令和2年度以前の入学生の授業料等の返還、製菓衛生師科教育課程(別表1-2)、パティシエ科教育課程(別表1-3)については、従前の例による。

附則

この学則は令和4年4月1日から実施する。(学科新設、入学定員の変更等)

附則

この学則は令和4年4月1日から実施する。(入学金、授業料の納入及び納入の特例等)

附則

この学則は2023(令和5)年4月1日から実施する。

2023(令和5)年3月31までに専門課程調理師科を修了しない同科在籍者は、施行日をもって埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校専門課程調理師科へ編入(転入)する。

2023(令和5)年3月31までに専門課程パティシエ科1年制を修了しない同科在籍者は、施行日をもって埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校専門課程パティシエ科1年制へ編入(転入)する。

附則

この学則は2024(令和6)年4月1日から実施する。

附則

この学則は2025(令和7)年4月1日から実施する。

第25条に定める情報技術科の称号(専門士)については、2024(令和6)年1月17日の公示により、2025(令和7)年3月の卒業生から適用する。

附則

この学則は2026(令和8)年4月1日から実施する。

第5条に定める本校の課程、学科、修業年限、定員及び学級数、第15条に定める教職員数については、2027(令和9)年4月1日から適用する。

※ 但し、2025(令和7)年度以前の入学生の教育課程、単位数[授業時数]、単位の計算方法、単位の授与、課程修了の認定については、従前の例による。